

毎週火、木、日発行（但休日と当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日創刊 三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 結核病等検査の実施  
土地の買収令書の交付  
地域森林計画の公表
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会の招集
- ◇公告 昭和三十七年度鳥取県警察官採用試験の合格者  
地方職員共済組合の役員就任  
地方職員共済組合の定款の公表

## 告示

### 鳥取県告示第六百七十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査を実施するから、実畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

る。

昭和三十七年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している牛。牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。及び生後六ヶ月以内及び分べん前後三ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法  
結核病検査……ツベルクリン皮内反応  
ブルセラ病検査……ブルセラ急速診断法国際法別表

実施期日	実施区域	実施場所
第一次 十二月二十四日	西伯郡大山町佐摩	佐摩診療所
第二次 十二月二十六日		

鳥取県告示第六百八十号

次の土地は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二条の規定により、買収することに決定したが、土地所有者の現住所が不明のため、買収令書を交付することができないので、同条第四項の規定において準用する第五十条第三項の規定に基き、告示する。

昭和三十七年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地の所在及び対価等	台帳目録	積収	対価	所有者及び相続人
土地の所在	台帳目録	積収	対価	所有者及び相続人
西伯郡中山町大字松河原	山林	一二、三二六	六、〇八五、八二	田尾 四三
字尾原一、四五六の三五	山林	一二、三二六	六、〇八五、八二	田尾 トメ
計				
一、四五六の四三	〃	一三、二〇七、一三、二〇七	六、五一四、四四	谷口 生陽
一、四五六の四四	〃	一、〇〇〇	四九二、六六	田尾 修己
一、四五六の四五	〃	一、〇〇〇	四九二、六六	田尾 武司
計				
二 供託を要する支払対価	一一、七〇五円			
三 各人持分の支払（供託）対価				
一、四五六の四五	〃	一二七	七七、三四	田尾 友近
二六、七二〇	二六、七二〇	一三、一七〇、二六		田尾 末一

供託を要する者の氏名	対価	持分	附記
田尾 トメ	四、三九〇円	九分の三	
谷口 生陽	一、四六三	九分の一	
佐子山睦枝	一、四六三		
田尾 修己	一、四六三		
田尾 武司	一、四六三		
田尾 友近	一、四六三		
計	一一、七〇五		
四 対価の支払の方法	供託する。		
五 買収期日	昭和三十八年一月十五日		
鳥取県告示第六百八十一号			
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、鳥取、八頭、倉吉、米子、日野森林計画区の地域森林計画を、次の場所において公表する。			
昭和三十七年十二月二十一日			
鳥取県知事 石 破 二 朗			
公表場所			
鳥取県農林部林務課			
鳥取県鳥取地方農林振興局			
鳥取県八頭			
鳥取県倉吉			
鳥取県米子			
鳥取県日野			

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

昭和三十七年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次の通り招集する。

昭和三十七年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 日時 昭和三十七年十二月二十六日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁内

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

一 世論調査の実施について

二 新成人の紙上座談会開催について

公 告

昭和三十七年十二月十五日委員会で決定した昭和三十七年度鳥取県警官採用試験の合格者を次のとおり公告する。

昭和三十七年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸 辰午

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
五〇二	谷川 秀之	一〇二三	青木 龍人
四七	葉狩 辰雄	四六	大野 正男
五一一	山上 敏秋	五二四	隈 理偲
五〇六	梅田 徹	三九	山出勝次郎
五二二	森山 和寛	一〇二一	野口 広紀
一〇二二	円山 武雄	一〇二七	池淵 睦男
五一七	湯浅 敏堯	五〇三	坂田誠一郎
四	有本 暢夫	二五	山根 忠雄
五一五	中原 祥雄	二〇	橋本 繁広
五二三	河本 清	一〇一八	安田 政己
一七	田中 達則	五三〇	大口 久志
一〇〇一	丸山 憲市	五〇四	中井 俊策
二一	山田 武男	五三一	北中 義春
一四	木下 訓夫	五〇八	上本 必勝
一〇〇七	河本 豊寿	一〇一九	光谷 佑

- 五一四 岡本 孝義 一六 田中 宏明
  - 五一二 野嶋 一成 五二 福田 勇男
  - 一〇〇六 門永 隼人 一〇二〇 壁広 正己
- (以上三六人)

地方公務員共済組合法第十四条第四項の規定に基づき、昭和三十七年十二月一日付で地方職員共済組合の役員として次の者が就任したので公告する。

昭和三十七年十二月二十一日

地方職員共済組合 理事長 荻田 保

理 事 長 荻田 保

理事(非常勤)、荒井 政雄(群馬県総務部長)

同(同) 小坂新二郎(全日本自治団体労働組合)

同(同) 平野 正臣(静岡県総務部人事課長)

同(非常勤) 桜沢東兵衛

同(非常勤) 秋本 昇(埼玉県出納長)

同(同) 秋山 邦夫(山梨県監査委員会事務局長)

同(同) 秋山 邦夫(山梨県監査委員会事務局長)

同(同) 秋山 邦夫(山梨県監査委員会事務局長)

地方公務員共済組合法附則第三条第五項の規定に基づき、地方職員共済組合法定款を次のとおり公告する。

昭和三十七年十二月一日

地方職員共済組合 理事長 荻田 保

地方職員共済組合法定款

第一章 総 則

(設立の根拠及び名称)

第一条 この組合は、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。)に基づいて組織し、地方職員共済組合(以下「組合」という。)という。

(目的)

第二条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行ない、もつてこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第三条 組合は、主たる事務所(以下「本部」という。)

を東京都港区芝罘平町二番地ノ一に置く。

2 組合は、従たる事務所(以下「支部」という。)を置き、その名称及び所在地は、別表のとおりとする。

3 支部の所轄機関(以下「所属所」という。)は、地方職員共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)で定めるところにより支部長が定める。  
(支部長及び所属所長)

第四条 支部に支部長を置き、都道府県知事の職にある者をもつて充てる。ただし、本部に置かれる支部にあつては、理事長をもつて充てる。

2 所属所に所属所長を置き、支部長が定める職にある者をもつて充てる。

(所掌事務)

第五条 理事長は、本部の事務を執行する。

2 支部長は、理事長の命を受け、支部の事務を執行する。

3 所属所長は、支部長の命を受け、所属所の事務を執行する。

(公告の方法)

第六条 組合の公告は、都道府県公報に掲載して行なう。

第二章 運営審議会

(運営審議会の名称)

第七条 法第六条の規定に基づき組合に置く運営審議会は、地方職員共済組合運営審議会(以下「運営審議会」という。)という。

(委員の定数)

第八条 運営審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、次のとおりとする。

一 組合員を代表する者以外の者である委員 八人

二 組合員を代表する者である委員 八人

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第十条 運営審議会に会長を置く。会長は、第八条第一号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、運営審議会の会議を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

(会議)

第十一条 運営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、自治大臣又は七人以上の委員が会議に付議すべき事件を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

3 運営審議会は、第八条各号に掲げる委員が、それぞれ四人以上出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた委員がなおそれぞれの委員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた委員がそれぞれの委員の定数の半数に達しても出席委員が定足数を欠き会長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した委員が定足数に達してもその後定足数に達しなかつたときは、この限りでない。

でない。

4 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は委員として議決に加わる権利を有する。

5 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。  
(代理による表決)

第十二条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、他の組合員を代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に会長に提出しなければならない。

(会議規則)

第十三条 運営審議会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第十四条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を

記載しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 委員の定数

三 出席委員の氏名並びに欠席委員のうち議決権又は選挙権の委任をした委員の氏名及び委任を受けた組合員の氏名

四 議事の要領

五 議決した事項及び賛否の数

(運営審議会の傍聴)

第十五条 組合員は、運営審議会の会議を傍聴することができる。ただし、運営審議会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

(委員の旅費)

第十六条 委員は、その職務を行なうために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、理事長が定める。

(支部運営審議会)

第十七条 支部(本部に置かれる支部を除く。)に支部

運営審議会を置く。

2 支部運営審議会は、支部の事業の執行に関し、必要な事項を審議する。

3 支部運営審議会の委員は十人以内とし、支部長が組合員を代表する者以外の者及び組合員を代表する者のうちから命ずる。

4 前八条の規定は、支部運営審議会について準用する。この場合において、第十条第一項中「第八条第一号に掲げる委員」とあるのは「組合員を代表する者以外の者である委員」と、第十一条中「理事長」とあるのは「支部長」と、同条第二項中「自治大臣又は七人以上の委員」とあるのは「三分の一以上の委員」と、同条第三項中「第八条各号に掲げる委員がそれぞれ四人以上」とあり、「それぞれの委員の定数の半数」とあるのは「委員の過半数」と読み替えるものとする。

第三章 役員及び職員

(役員の数等)

第十八条 組合に役員として理事長、理事四人及び監事

三人を置く。

2 理事長並びに理事及び監事のうちそれぞれ一人は常勤とする。

(役員任期)

第十九条 役員任期は、任命の日から起算する。

(役員報酬等)

第二十条 理事長並びに常勤の理事及び常勤の監事には報酬を支給する。

2 役員には、その職務を行なうために要する旅費を支給する。

3 第一項の報酬及び前項の旅費の額並びにその支給方法は、理事長が定める。

(事務局及び職員)

第二十一条 組合に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。

4 その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。

5 事務局の組織、職制及び職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

6 支部の職員は、支部長が任免する。支部の職員に関するその他の必要な事項は、支部長が定める。

第四章 組合員

(組合員の範囲)

第二十二条 組合は、次の各号に掲げる者をもつて組合員とする。

一 法第三条第一項第一号に規定する職員

二 次に掲げる一部事務組合の職員

イ 宇都宮市街地開発組合

ロ 小山市街地開発組合

ハ 群馬県競馬組合

ニ 名古屋競馬場管理組合

ホ 大阪臨海工業用水道組合

ヘ 門司港管理組合

三 法第四百七十一條第一項に規定する組合役職員  
 四 法第四百四十二條第一項第二号、第三号及び第四号に掲げる国の職員  
 (組合員の種別)

第二十三条 組合員は、一般組合員、知事組合員、短期組合員、船員一般組合員及び船員継続組合員に区分する。

2 一般組合員は、次項から第六項までに掲げる組合員以外の組合員とする。

3 知事組合員は、知事である組合員とする。

4 短期組合員は、組合の役員である組合員とする。

5 船員一般組合員は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定による船員保険の被保険者である組合員とする。

6 船員継続組合員は、船員保険法第二十條の規定による船員保険の被保険者である組合員とする。

第五章 給付

(短期給付)

第二十四条 組合は、組合員及びその遺族に対し、法第五十三條及び第五十四條に規定する短期給付を行なう。  
 (附加給付)

第二十五条 組合が法第五十四條の規定により、附加給付として行なう給付は、家族療養費附加金とする。

2 附加給付の支給手続に關し必要な事項は、理事長が定める。

(家族療養費附加金)

第二十六条 家族療養費附加金は、法第五十九條又は法第三十六條の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、その家族療養費の額が一件につき千円をこえるときに支給する。ただし、次項の規定による金額が百円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族療養費については、支給しない。

2 家族療養費附加金の額は、家族療養費の額が一件につき千円をこえるときに、そのこえる金額の百分の六十に相当する額とする。

3 一件の家族療養費の請求が二月以上の療養に及び場

合は、前二項の規定の適用については、各月分を一件とみなす。

(長期給付)

第二十七条 組合は、組合員(短期組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第七十四條に規定する長期給付を行なう。

第六章 福祉事業

(福祉事業)

第二十八条 組合は、理事長の定めるところにより、次に掲げる福祉事業を行なう。

一 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

三 組合員の貯金の受入れ又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付け

五 組合員の需要する生活必需物資の供給

第七章 掛金及び負担金

(掛金及び負担金の額)

第二十九条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料(運営規則を定める仮定給料を含む。以下同じ。)の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金		負担金	
	短期給付	福祉事業	短期給付	福祉事業
一般組合員	千分の三十一・三	千分の一・七	千分の三十一・三	千分の一・七
知事組合員	千分の三十一・三	千分の一・七	千分の三十一・三	千分の一・七
短期組合員	千分の三十一・三	千分の一・七	千分の三十一・三	千分の一・七
船員一般組合員	千分の三十一・三	千分の一・七	千分の三十一・三	千分の一・七
船員継続組合員	千分の三十一・三	千分の一・七	千分の三十一・三	千分の一・七

2 組合の長期給付に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率	負担金率
一般組合員	千分の四十四	千分の五十五
知事組合員	千分の五十五	千分の六十九
船員一般組合員 船員継続組合員	千分の四十四	千分の五十五

第八章 審査会

(審査会の名称)

第三十条 法第百十八条第一項の規定に基づき組合に置く地方公務員共済組合審査会は、地方職員共済組合審査会という。

第九章 財 務

(賃金の繰入れ)

第三十一条 組合が、地方公務員共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府、文部省自治省令第一号)第七條第一項の規定により定款で定めることとされている金額は、年額百五十円とする。

金額は、年額百五十円とする。

(会計単位)  
第三十二条 組合の会計単位は、本部会計及び支部会計とする。

(経理単位)  
第三十三条 組合の経理単位は、短期経理、長期経理、業務経理、保健経理、医養経理、宿泊経理、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。

(事業計画及び予算又は決算の公告)  
第三十四条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算について運営審議会の議を経たときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を公告しなければならない。

第十章 監 査

(監査)  
第三十五条 監事は、毎事業年度少なくとも一回以上期日を定めて、及び必要があると認める場合は臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行なわれているかどうかを検査するものとする。

(監査の立会)

第三十六条 監事が監査を行なう場合には、理事長又は支部長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会ふものとする。

(監事の権限)

第三十七条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひよう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第三十八条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び運営審議会に提出しなければならない。

- 一 監査年月日
- 二 監査の対象となつた期間

三 監査事項  
四 監査の結果の概況及び意見  
五 出納職員に対して直接注意した事項  
六 その他必要な事項

附 則

1 この定款は、昭和三十七年十二月一日から施行する。  
2 地方職員共済組合法定款(昭和三十三年)は、廃止する。

3 第二十六条ただし書の規定中百円未満の金額に係る部分は、昭和三十七年十二月分以降の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同月前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

4 第三十一条に規定する金額は、同条の規定にかかわらず、昭和三十七年度においては七十円とする。

別表

支 部 名	所 在 地
本部支部	東京都港区芝罘平町
北海道支部	札幌市北三条西五丁目
青森県支部	青森市長島
岩手県支部	盛岡市内丸
宮城県支部	仙台市匂当通り
秋田県支部	秋田市川尻
山形県支部	山形市旅籠町
福島県支部	福島市杉妻町
茨城県支部	水戸市北三ノ丸
栃木県支部	宇都宮市塙田町
群馬県支部	前橋市曲輪町
埼玉県支部	浦和市高砂町三丁目
千葉県支部	千葉市場町
東京都支部	東京都千代田区丸の内三丁目
神奈川県支部	横浜市中区日本大通り一丁目
山梨県支部	甲府市橋町

新潟県支部	新潟市学校通り一番町
富山県支部	富山市新総曲輪
石川県支部	金沢市広坂通り
福井県支部	福井市御本丸
長野県支部	長野市南長野
岐阜県支部	岐阜市司町
静岡県支部	静岡市追手町
愛知県支部	名古屋市中区南外堀町六丁目
三重県支部	津市栄町
滋賀県支部	大津市東浦一番町
京都府支部	京都市上京区下立売通新町西
大阪府支部	大阪市東区大手前之町
兵庫県支部	神戸市生田区下山手五丁目
奈良県支部	奈良市登大路町
和歌山県支部	和歌山市小松原通り一丁目
鳥取県支部	鳥取市東町
島根県支部	松江市殿町
岡山県支部	岡山市内山下

広島県支部	広島市基町
山口県支部	山口市上宇野合
徳島県支部	徳島市万代町一丁目
香川県支部	高松市八番町
愛媛県支部	松山市一番町
高知県支部	高知市丸ノ内
福岡県支部	福岡市天神町
佐賀県支部	佐賀市赤松町
長崎県支部	長崎市外浦町
熊本県支部	熊本市行幸町
大分県支部	大分市荷揚町
宮崎県支部	宮崎市別府町
鹿児島県支部	鹿児島市山下町